

平成25年松茂町議会第1回臨時会会議録

第1日目（5月1日）

○出席議員

- | | | |
|-----|----|----|
| 1番 | 欠 | 員 |
| 2番 | 立井 | 武雄 |
| 3番 | 原田 | 幹夫 |
| 4番 | 一森 | 敬司 |
| 5番 | 佐藤 | 富男 |
| 6番 | 池添 | 英明 |
| 7番 | 一森 | 康雄 |
| 8番 | 吉崎 | 民二 |
| 9番 | 新保 | 勲 |
| 10番 | 春藤 | 康雄 |
| 11番 | 森谷 | 靖 |
| 12番 | 藤枝 | 善則 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	原田進
教育長	庄野宏文
総務参事	三居正雄
会計管理者	池田忠男
産業建設参事	吉田直人
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
総務課長	吉成均
企画財政課長	森一美
税務課長	大迫浩昭
産業環境課長	井上雅史
建設課長	古川和之
下水道課長	南東稔
水道課長	小坂宜弘
学校教育課長	浜村文次
社会教育課長	原田賢
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	吉崎英雄

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田英雄
議会事務局係長	入口三恵子

平成25年松茂町議会第1回臨時会会議録

平成25年5月1日（水）

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第32号 松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する
条例

○議事日程（第1号の追加1）

日程第1 議長辞職の件

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○議事日程（第1号の追加2）

日程第1 副議長辞職の件

日程第2 選挙第2号 副議長の選挙

日程第3 指定第1号 議席の一部変更について

○議事日程（第1号の追加3）

日程第1 選任第1号 常任委員の選任

日程第2 選任第2号 議会運営委員の選任

日程第3 選任第3号 特別委員の選任

日程第4 選挙第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第5 選挙第4号 松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の選挙

日程第6 選挙第5号 板野東部消防組合議会議員の選挙

日程第7 選挙第6号 板野東部青少年育成センター組合議会議員の選挙

日程第8 同意第2号 監査委員の選任同意

日程第9 農業委員の推薦

平成25年松茂町議会第1回臨時会会議録

第1日目（5月1日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【吉田英雄君】　ただいまから平成25年松茂町議会第1回臨時会の開会をお願いいたします。

まず初めに、新保議長からご挨拶がございます。

○議長【新保 勲君】　改めまして、皆さん、おはようございます。

薫風香る新緑の候、癒やされますが、本日は、大型連休の真ただ中、何かと皆さんにはご多用中のところ、全員の出席をいただきました。何よりでございます。

本日の臨時議会は議案1件でございますが、なお一層の慎重審議をお願いして挨拶とします。

○議長【新保 勲君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。

よって、平成25年松茂町議会第1回臨時会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

○議長【新保 勲君】　広瀬町長から招集の挨拶がございます。

○町長【広瀬憲発君】　本日、平成25年松茂町議会第1回臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、大変お忙しい中、議会の皆さん方全員のご出席をいただきまして大変ありがとうございます。この臨時会に提出をいたします議案は、条例の改正の条例の案件1件でございますので、ご審議をいただきまして可決・決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして招集のご挨拶といたします。

○議長【新保 勲君】　町長の挨拶は終わりました。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、10番春藤議員、及び1番立井議員を指名いたします。

○議長【新保 勲君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【新保 勲君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長【新保 勲君】 日程第3、議案第32号「松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、私の方から提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正により、議会の議決を経て基本構想を定める法的義務づけが廃止されたところではありますが、基本構想の重要性に鑑み、従前と同様に基本構想を議会の議決を経て策定することとするため、松茂町議会の議決すべき事件を定める条例に基本構想を追加し、同条例の一部を改正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。この後、担当より詳細に説明をいたしますので、ご審議の上、可決・決定を賜りますようお願いをいたします。

○議長【新保 勲君】 森企画財政課長。

○企画財政課長【森 一美君】 それでは、私から、議案第32号、松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第32号、松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例。これにつきましては、松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を次のように改正するというので、第2条を次のように改める。議決すべき事件、第2条。松茂町議会の議決すべき事件は次のとおりとする。第1号、定住自立圏形成協定の締結もしくは変更または同協定の廃止を求める旨の通告に関する事。第2号、基本構想（町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう）の策定もしくは変更または廃止に関

することでございます。

このたびの条例改正につきましては、議会の議決すべき事件に基本構想の策定、変更、廃止を追加するものでございます。基本構想につきましては、地方自治法第2条第4項において、地方公共団体の事務といたしまして、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行わなければならないと規定をされておりましたけれども、法改正により、同項の規定が削除され、議会の議決を経て基本構想を定める法的義務づけが廃止をされました。しかしながら、基本構想は、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力ある町の将来都市像を描くものであることから、その重要性に鑑み、従来と同様に基本構想を議会の議決を経て策定することとするため、松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正するものでございます。

なお、条例の新旧対照表を議案参考資料の1ページにお示しをいたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【新保 勲君】 ありがとうございます。

担当課長の詳細説明を終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑、ご意見ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

ただいまから、議案第32号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長【新保 勲君】 ただいまから採決に入ります。

議案第32号「松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【新保 勲君】 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

○議長【新保 勲君】 以上で本臨時会に提案されました議案の審議は終わりましたが、議員の皆さんもご承知のとおり、議長の申し合わせ任期が平成25年4月30日までという約束であります。

よって、議長の職を辞任したいと思います、辞任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今、日本の国は、国防、経済、教育、それから、地震・津波など緊急重大な問題を抱えておりますが、本年は癸巳の年、還暦60年のちょうど半分を過ぎようとする年でありまして、あしたへの飛躍が予感されます。まさに昨年12月、新編された安倍内閣は、垂れ込めた暗雲を払拭し、晴れ上がった空のようにダイナミックに躍動しておりますから、明るい日の差す誇り高い日本の再生が期待されます。くしくも、本町当議会は任期の半ばを過ぎました。この間、私、議長として反省の多い日々でございますが、曲がりなりにもその任務を全うできましたことは、同僚議員の皆様はもとより、広瀬町長はじめ町職員の皆様方の温かいご鞭撻、ご協力のおかげだと深く感謝申し上げます。

皆様方に厚く厚く御礼申し上げますとともに、明るい日差しを浴びて本町がますます発展されますように祈念申し上げて辞任の挨拶といたします。

ただいまから事務を原田副議長にお願いして、新保勲、議長席を退席いたします。どうもありがとうございました。

○議会事務局長【吉田英雄君】 ただいま新保議長は、申し合わせ任期满了により議長の職を辞職したいと表明され議長席を降壇されました。したがって、原田副議長に登壇していただき、かわって議長の職務をお願いいたします。

○副議長【原田幹夫君】 新保議長が約束の任期を無事果たされまして、ただいま辞職を表明し議長席を降壇されましたので、新しい議長ができるまで、選挙されるまでの間、地方自治法第106条の第1項の規定により、私が議長の職務を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【原田幹夫君】 異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることを決定いたしました。

追加議案配付のため小休いたします。

午前10時15分小休

午前10時20分再開

○副議長【原田幹夫君】 再開いたします。

追加議事日程第1号の追加1はお手元に配付のとおりです。

追加日程第1「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新保健長の退場を求めます。

(議長退場)

お諮りいたします。

新保健長の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【原田幹夫君】 異議なしと認めます。

よって、新保健長の議長の辞職を許可することを決定いたしました。

○副議長【原田幹夫君】 ただいまの議長辞職の決定に伴い、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【原田幹夫君】 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し選挙を行うことに決定いたしました。

(新保健員入場)

○副議長【原田幹夫君】 追加日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙の方法は、投票または指名推選、いずれの方法にいたしましょうか。

○8番【一森康雄君】 投票をお願いします。

○副議長【原田幹夫君】　　ただいま一森康雄議員から投票にしてはどの意見がありましたので、選挙の方法は単記無記名投票により行います。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時23分小休

午前10時24分再開

○副議長【原田幹夫君】　　小休前に引き続き、再開いたします。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は11人であります。会議規則第32条の第2項の規定により、立会人に1番、立井議員、2番、森谷議員、及び3番、一森敬司議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。同姓の議員がおいでになりますので、名前までご記入をお願いいたします。また、間違って記入した場合は、二重線で消して横に正しく記入してください。

なお、記載は自席をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長【吉田英雄君】　　それでは、投票の順序は、まず、立会人からお願いし、次に、議席順とさせていただきます。恐れ入りますが、立会人3名の方は、ご自分の投票がお済みになりましたら、投票箱の横で立ち会いをお願いいたします。

初めに、1番、立井議員、投票をお願いします。次に、2番、森谷議員、投票をお願い

します。次に、3番、一森敬司議員、投票をお願いします。

続いて、点呼いたしますので、投票してください。4番、藤枝議員。5番、佐藤議員。7番、池添議員。8番、一森康雄議員。9番、吉崎議員。10番、春藤議員。12番、新保議員。最後に11番、原田副議長。

以上で点呼を終わります。

○副議長【原田幹夫君】 投票漏れはありますか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。立会人、立井議員、森谷議員及び一森敬司議員には開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数11票。これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票10票、無効票1票。

有効投票中、藤枝議員、8票。春藤議員、2票。

○10番【春藤康雄君】 発議。立候補もしていないのに、こんな進行状況でいいんか。人をばかにしとるよ。わしは、手、挙げたん、議長、見なんだんか。一森議員が手を挙げて、これだけか。相談、話し合い、会合、なかったんやない。これは無効と認める、私は。人権侵害じゃ。立候補もしていない者の了解も得んとから書いてくれるんはありがたい、ありがたい、大きな迷惑じゃ。私はどこで立候補した。無効じゃ、これは。動議として申し出る。あり得んことだ。本人が言よんじゃけん、これは、議長、取り上げてもらいたい。緊急動議。第何条何項か、事務局、報告しなさい、読んで。だめだ。選挙にするかしないか1人だけで決めるんじゃないと私は申し入れとんで、前段で。話し合いなり会合してからやるべきちゃうの。1人の案だけで諮っておるといのが、だから、若い者は困るちゅうんじゃ。訂正を求める。緊急動議。小休頼みます。小休、申し入れ。

○副議長【原田幹夫君】 ちょっと待ってください。指名推選で……。

○10番【春藤康雄君】 いや、待てないの、取り入れないけないの。

○副議長【原田幹夫君】 いやいや。

○10番【春藤康雄君】 第何条何項に書いてある。読んでみなさい。緊急動議として

取り上げる、上げなければならない。

○副議長【原田幹夫君】 指名推選ができないのは、1人でも異議があった場合。

○10番【春藤康雄君】 その意見を聞いていないと、その前段があるじゃないの。私、何も聞いていないのに、立候補もしていないのに、なぜ、書いたん。本人が言よんだから。もってのほかだ。思いをかぶせるんで言うたんか、誰が書いたんだ。だめだと言うといて、私を推すやいうんは誰が書いたんだ。

○副議長【原田幹夫君】 ちょっと小休いたします。再開します。

地方自治法第118条の第2項により、選挙というのは、指名推選はできないのは、1人でも投票というのがあったらできません。

○10番【春藤康雄君】 いや、それは選挙についての方法であって、その前の前段で話し合いとか会合とかあるはずなん。当該者にしたら大変な問題ですよ、これ。緊急動議として大変な問題ですよ。議会を混乱さすような要因をこしらえるような、もってのほかじゃ。32年間来たけど、こんな侮辱されるん初めてじゃ。書いた人は責任とってくれ。裁判、持っていく。はっきり、言うよ、本会議よ、これ。動議として、発議として言ってる、前段から。何を聞いとる。2名について訴訟を起こす。

以上。

○副議長【原田幹夫君】 以上のとおりであります。

○10番【春藤康雄君】 再検討を願いたい。

○副議長【原田幹夫君】 この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、藤枝議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎮)

立会人は自席にお戻りください。

ただいま議長に当選されました藤枝議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、議長の当選人になったことを告知いたします。

藤枝議員、議長当選の受諾及び挨拶を自席でお願いいたします。

藤枝議員。

○4番【藤枝善則君】 藤枝でございます。ただいま議員各位のご推挙により松茂町議会議長の重責につくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。私は、まだまだ未熟ではございますが、誠意をもって事に当たり、皆様方のご協力を賜りながら議会

の円満なる運営を図るとともに、松茂町及び地方自治のますますの発展のために最善の努力をいたしたいと考えております。ここに議員各位の一層のご支援とご協力をお願いいたしまして就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議会事務局長【吉田英雄君】 ご案内申し上げます。

このたびは藤枝議員が議長に当選され、ただいま議長就任の承諾がございました。

○副議長【原田幹夫君】 これで私の職務は終わりました。ご協力をいただき大変ありがとうございました。

藤枝議長には議長席にお着きを願うわけでありますが、その前に、私ごとであります、議員各位もご承知のとおり、前新保議長と同様、私も平成23年5月の初議会におきまして、申し合わせにより副議長の任期を2年と定めております。したがって、副議長の職務を辞職いたします。

副議長職を辞職させていただくに当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆さんには、平成23年の5月、指名推選という大きな推薦をいただきまして副議長という重責を議長とともに一生懸命やってこれました。これもひとえに皆様方のご指導、ご鞭撻があったからやってこれたというふうに考えております。また、これからは、新しい議長、副議長を支える役目として一議員として頑張っていく所存でございます。大変皆様にはお世話になりました。2年間、ありがとうございました。

それでは、藤枝議長、議長席にお着きをお願いします。

○議長【藤枝善則君】 ただいまは、議員各位のご推挙をいただき、ありがとうございます。私は、もとより浅学非才でございますが、町政の推進と議会の円満なる運営のために懸命の努力を傾注する所存でございます。

それでは、ただいまから議長の職務を務めさせていただきますので、議会の円満なる運営ができますよう、議員各位並びに理事者の一層のご協力をお願いいたします。

先ほど、原田副議長から副議長の職を辞職したいとの表明がありました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたします。

追加議案配付のため小休いたします。

午前 10 時 48 分小休

午前 10 時 49 分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

追加議事日程第 1 号の追加 2 はお手元に配付のとおりです。

追加日程第 1 「副議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、原田副議長の退場を求めます。

(副議長退場)

お諮りいたします。

原田議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、原田議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 ただいまの副議長辞職の決定に伴い、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し選挙を行うことに決定いたしました。

(原田議員入場)

○議長【藤枝善則君】 追加日程第 2、選挙第 2 号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票または指名推選のいずれかの方法にいたしましょうか。

○11番【原田幹夫君】 投票でお願いします。

○議長【藤枝善則君】 ただいま原田議員の方から投票という声がありました。

そういうことなので、選挙の方法は単記無記名投票により行います。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時52分小休

午前10時56分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は11人であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、佐藤議員、7番、池添議員、8番、一森康雄議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱点検いたします。

(投票箱点検)

投票箱の点検を終わります。投票箱、異状なしと認めてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。同姓の議員がおいでになりますので、名前までご記入をお願いいたします。間違って記入した場合は、二重線で消して横に正しく記入してください。

なお、記載は自席でお願いいたします。記載してください。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長【吉田英雄君】 それでは、投票の順序は、まず、立会人からお願いし、次に、議席順といたします。恐れ入りますが、立会人3名の方、投票がお済みになりましたら、投票箱の横で立ち会いをお願いいたします。

初めに、5番、佐藤議員、投票をお願いいたします。次に、7番、池添議員、お願いいたします。次に、8番、一森康雄議員、投票をお願いいたします。

続いて、点呼いたしますので、投票してください。1番、立井議員。2番、森谷議員。3番、一森敬司議員。9番、吉崎議員。10番、春藤議員。11番、原田議員。12番、新保議員。最後に藤枝議長。

以上で点呼を終わります。

○議長【藤枝善則君】 投票漏れはありますか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の佐藤議員、池添議員、一森康雄議員には開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数11票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票9票、無効投票2票でございます。

有効投票中、森谷議員、7票。一森敬司議員、1票、立井議員、1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、森谷議員が副議長に当選されました。

○議長【藤枝善則君】 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

立会人は自席にお戻りください。

ただいま副議長に当選されました森谷議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選人である旨、告知いたします。

森谷議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○2番【森谷 靖君】 副議長に選んでいただきありがとうございます。議会のスムーズな進行とますますの町の発展のために議長ともども頑張っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長【藤枝善則君】 議事の都合により、小休いたします。

午前 11 時 12 分小休

午前 11 時 24 分再開

○議長【藤枝善則君】 それでは、再開いたします。

追加日程第 3、指定第 1 号「議席の一部変更について」を議題といたします。

ただいま正副議長の選挙がありましたので、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更のところだけ、私の方から読み上げます。

新しい議席番号、2 番、立井議員。4 番、一森敬司議員。5 番は変更なしです。6 番、池添議員。7 番、一森康雄議員。8 番、吉崎議員。3 番、原田議員。9 番、新保議員。それから、最後に、11 番、森谷議員。それから、12 番、私となっております。

もう一度事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【吉田英雄君】 それでは、恐れ入りますが、議席を朗読いたしますので、議案書にご記入をお願いいたします。

議席番号 1 番は空席でございます。2 番に立井議員、3 番に原田議員、4 番に一森敬司議員、5 番に佐藤議員、6 番に池添議員、7 番に一森康雄議員、8 番に吉崎議員、9 番に新保議員、10 番に春藤議員、11 番に森谷副議長、12 番に藤枝議長。

以上でございます。

○議長【藤枝善則君】 それでは、ただいまから小休いたしますので、その間に議席の移動をお願いいたします。

議事の都合により、小休いたします。

午前 11 時 27 分小休

午前 11 時 33 分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました追加議事日程第 1 号の追加 3 を日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程第1号の追加3を日程に追加することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 まず、追加日程第1、選任第1号「常任委員の選任」を議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長の指名とさせていただきます。

総務委員に、原田議員、佐藤議員、一森敬司議員、新保議員、池添議員、立井議員、それから、私の7名でございます。

産業建設常任委員に一森敬司議員、森谷議員、一森康雄議員、池添議員、春藤議員、吉崎議員、それから、私の7名でございます。

教育民生常任委員に、一森康雄議員、原田議員、春藤議員、森谷議員、新保議員、吉崎議員、佐藤議員、立井議員の8名でございます。以上をそれぞれ指名いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方々をそれぞれの常任委員に選出することに決定いたしました。

それでは、各常任委員の選任に伴い、委員長、副委員長の互選のため、それぞれの委員会をお開き願います。

なお、議事の都合により、小休いたします。

午前11時35分小休

午前11時52分再開

○議長【藤枝善則君】 それでは、再開いたします。

ご報告申し上げます。

小休中に開かれました各常任委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果を報告いたします。

総務常任委員長、原田議員。副委員長、池添議員。産業建設常任委員長、一森敬司議員。副委員長、春藤議員。教育民生常任委員長、佐藤議員。副委員長、立井議員。

以上のとおりそれぞれ決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長【藤枝善則君】 次に、追加日程第2、選任第2号「議会運営委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長の指名とさせていただきます。

各常任委員長の原田議員、一森敬司議員、佐藤議員と新保議員、一森康雄議員、春藤議員の以上6名を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の方を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

それでは、議会運営委員の選任に伴い、委員長及び副委員長互選のため、議会運営委員会をお開き願います。

なお、議事の都合により、小休いたします。

午後11時54分小休

午後11時58分再開

○議長【藤枝善則君】 それでは、再開いたします。

ここでご報告申し上げます。

小休中に開かれました議会運営委員会で委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果を報告します。

議会運営委員長、新保議員。副委員長、一森敬司議員。

以上のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長【藤枝善則君】 次に、追加日程第3、選任第3号「特別委員の選任」を議題といたします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長の指名とさせていただきます。

広報委員に森谷副議長、各常任委員会の副委員長、議会運営委員会の副委員長として立井議員、一森敬司議員、池添議員、春藤議員の以上5名でございます。

それから、地震・津波対策特別委員に議員全員の11名をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方々を特別委員に選任することに決定いたしました。

それでは、各特別委員の選任に伴い、委員長、副委員長の互選のため、それぞれ委員会をお開き願います。

なお、議事の都合により、小休いたします。

午後12時00分小休

午後12時07分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

ご報告申し上げます。

小休中に開かれました各特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果を報告いたします。

広報特別委員長、池添議員。副委員長、森谷議員。地震・津波対策特別委員長、原田議員。副委員長、佐藤議員。

以上のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長【藤枝善則君】 次に、追加日程第4、選挙第3号「徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

(「指名でお願いします」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 原田議員。

○3番【原田幹夫君】 今までの関係で徳島県議長会におきまして副議長がという話が

ありますので、それも考えてください。

○議長【藤枝善則君】　ただいま原田議員から指名推選にしてはどうかとのご意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(なし)

ほかにご意見がございませんので、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】　異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に森谷副議長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました森谷副議長を徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました森谷副議長が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】　次に、追加日程第5、選挙第4号「松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

原田議員。

○3番【原田幹夫君】 指名をお願いします。

○議長【藤枝善則君】 ただいま原田議員から指名推選にしてはとのご意見がございましたが、ほかにご意見ございませんか。

(なし)

ほかにご意見がございませんので、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員に、一森敬司議員、新保議員、及び吉崎議員の以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました一森敬司議員、新保議員及び吉崎議員を松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました一森敬司議員、新保議員及び吉崎議員が松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の当選人に決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 次に 追加日程第6、選挙第5号「板野東部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法といたしまししょうか。

原田議員。

○3番【原田幹夫君】 指名をお願いします。

○議長【藤枝善則君】 ただいま原田議員から指名推選にしてはとのご意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(なし)

ほかにご意見がございませんので、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

板野東部消防組合議会議員に、春藤議員、一森康雄議員の以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました春藤議員、一森康雄議員を板野東部消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました春藤議員、一森康雄議員が板野東部消防組合議会議員の当選人に決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 次に、追加日程第7、選挙第6号「板野東部青少年育成センター一組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

原田議員。

○3番【原田幹夫君】 議長の指名をお願いします。

○議長【藤枝善則君】 ただいま原田議員から指名推選にしてはとのご意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(なし)

ほかに意見がございませんので、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

板野東部青少年育成センター組合議会議員に、原田議員、池添議員及び佐藤議員の以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました原田議員、池添議員、佐藤議員を板野東部青少年育成センター組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました原田議員、池添議員及び佐藤議員の3名が板野東部青少年育成センター組合議会議員の当選人に決定いたしました。

議事の都合上、ちょっと小休いたします。

午後12時16分小休

午後12時17分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

次に、追加日程第8、同意第2号「監査委員の選任同意」についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定によって、一森康雄議員は退席願います。

(一森康雄議員退席)

町長より発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、私の方から同意第2号、監査委員の選任同意についてをお願いいたしたいと思えます。

監査委員として次の者を選任いたしたいので、ご同意をお願い申し上げます。

議案の下の記にご記入をお願いいたします。住所、松茂町笹木野字八山開拓44番地2。
氏名、一森康雄氏。昭和23年9月21日生まれ。

以上でございますので、よろしくご同意のほど、お願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】 以上で町長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから採決に入ります。

同意第2号「監査委員の選任同意」については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、同意第2号「監査委員の選任同意」につきましては、原案どおり可決されました。

議事の都合により、小休いたします。

午後12時19分小休

午後12時30分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

次に、追加日程第9、「農業委員の推薦について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、一森敬司議員は退席願います。

(一森敬司議員退席)

春藤議員より発言を求められておりますので、これを許します。

10番、春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 議長の指名でございますのでお願いしたいと思います。

農業委員の推薦についてでございますが、第2号の規定により、農業委員会に関する法律第12条第1項第2号の規定によりまして、議員推薦の農業委員に次の者を推薦するというものでございます。提出者、賛成者を申し上げますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

提出者、松茂町議会議員、春藤康雄。賛成者、吉崎民二、敬称は略させていただきます、一森康雄、池添英明。以上4名の提案により、農業委員として一森敬司議員を推薦することになりました。

この、今申し上げた、住所、氏名のご記入をお願いいたしますと同時に、申し上げます。

住所、松茂町長岸253番地。氏名、一森敬司氏。昭和24年3月9日生まれ。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長【藤枝善則君】 ただいま、春藤議員による提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

○議長【藤枝善則君】 これから採決に入ります。

農業委員の推薦については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、農業委員の推薦については、原案どおり可決されました。

(一森敬司議員入場)

○議長【藤枝善則君】 この際、その他の各種委員会委員等を選出したいと思ひますの

で、事務局長に報告させます。

○議会事務局長【吉田英雄君】 それでは、事務局から各種委員につきまして報告をいたしたいと思います。

議会の同意が必要なものではございません。各種委員会から議会において委員を選出してほしい旨の依頼があるもので、それについて報告をいたします。

国民健康保険運営協議会、立井議員、新保議員。

給食センター運営委員会、池添議員、吉崎議員。

都市計画審議会、原田議員、池添議員、新保議員、春藤議員。

松茂町体育館運営委員会、立井議員、佐藤議員。

松茂町社会福祉協議会、一森敬司議員、春藤議員。

以上でございますが、なお、松茂町体育館運営委員会の委員につきましては、公園運営委員会の委員と兼ねることになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本臨時会に提出されました議案等は、全て審議を終わりました。

これで、平成25年松茂町議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、平成25年松茂町議会第1回臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後12時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

前議長 新保 勲

前副議長 原田 幹夫

議長 藤枝 善則

署名議員 春藤 康雄

署名議員 立井 武雄